



初鹿通信

第 231 号
令和 7 年 12 月 吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

令和 7 年 11 月 20 日施行 通勤手当の非課税限度額の改定

令和 7 年 11 月 19 日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、令和 7 年 11 月 20 日に施行され、令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当について遡って適用されます。このため、改正前に、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、令和 7 年分の年末調整で対応が必要となります。

11 月 20 日以降に支給する給与から改正を加味することになりますが、給与計算システムの更新等が間に合わず対応できない場合も年末調整での対応が必要となります。

年の途中に退職した人などに対して、既に源泉徴収票を交付している場合には、「支給金額」欄を訂正するとともに、「摘要」欄に“再交付”と表示した源泉徴収票を再度交付します。

区分	課税されない金額	
	改正後 (令和 7 年 4 月 1 日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55km 以上である場合	38,700 円 31,600 円
	通勤距離が片道 45km 以上 55km 未満である場合	32,300 円 28,000 円
	通勤距離が片道 35km 以上 45km 未満である場合	25,900 円 24,400 円
	通勤距離が片道 25km 以上 35km 未満である場合	19,700 円 18,700 円
	通勤距離が片道 15km 以上 25km 未満である場合	13,500 円 12,900 円
	通勤距離が片道 10km 以上 15km 未満である場合	7,300 円 7,100 円
	通勤距離が片道 2km 以上 10km 未満である場合	4,200 円 同左
	通勤距離が片道 2km 未満である場合	(全額課税) 同左

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。